

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【公表番号】特表2009-502484(P2009-502484A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-524175(P2008-524175)

【国際特許分類】

B 02 C 17/20 (2006.01)

【F I】

B 02 C 17/20

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月17日(2009.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミック材から形成された粉碎媒体粒子を含み、該セラミック材が1250nm未満の層間間隔を有する、粉碎媒体。

【請求項2】

前記層間間隔は100nm未満である、請求項1記載の粉碎媒体。

【請求項3】

前記層間間隔は10nm未満である、請求項1記載の粉碎媒体。

【請求項4】

前記粉碎媒体粒子は、約150マイクロメートル未満の平均寸法を有する、請求項1記載の粉碎媒体。

【請求項5】

心材と、該心材上に形成されている被覆とを含む粉碎媒体粒子を有し、前記被覆が複数の層を含み、前記複数の層の内の少なくとも一つが100ナノメートル未満の厚さを有する、粉碎媒体。

【請求項6】

前記複数の層の内の少なくとも一つは、10ナノメートル未満の厚さを有する、請求項5記載の粉碎媒体。

【請求項7】

複数の層が、10ナノメートル未満の厚さを有する、請求項5記載の粉碎媒体。

【請求項8】

前記被覆は、少なくとも10個の層を含む、請求項5記載の粉碎媒体。

【請求項9】

第一層は、ジルコニアを含み、前記第一層上に形成されている第二層は、アルミニウムを含む、請求項5記載の粉碎媒体。

【請求項10】

前記粒子は、150マイクロメートル未満の平均寸法を有する、請求項5記載の粉碎媒体。

【請求項11】

前記心材は、5グラム/立方センチメートルよりも大きい密度を有する、請求項5記載

の粉碎媒体。

【請求項 1 2】

マトリックス材に分散されている複数のナノ粒子を含むナノ結晶性複合材から形成される粉碎媒体粒子を含む、粉碎媒体。

【請求項 1 3】

前記ナノ粒子は、10ナノメートル未満の平均粒子寸法を有する、請求項12記載の粉碎媒体。

【請求項 1 4】

前記ナノ粒子は、遷移金属窒化物を含む、請求項12記載の粉碎媒体。

【請求項 1 5】

前記マトリックス材は、窒化物を含む、請求項12記載の粉碎媒体。

【請求項 1 6】

前記ナノ粒子は、セラミックから形成される、請求項12記載の粉碎媒体。

【請求項 1 7】

マトリックス材に分散されている複数の粒子を含む複合材から形成される粉碎媒体粒子を含み、該分散されている粒子は、8グラム／立方センチメートルよりも大きい密度を有する材料から形成されている、粉碎媒体。